

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年6月30日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第 28 号

京都市風致地区条例施行規則の一部を改正する規則

京都市風致地区条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)